

思想対策協議委員要覧

〔表紙〕
〔注記1〕
〔注記2〕

〔中表紙〕
〔昭和十一年六月印刷〕

思想対策協議委員要覧

思想対策協議委員要覧

目次

第一節 思想対策協議委員ノ設置……………一頁

第二節 思想対策協議委員ノ組織……………二頁

第三節 審議ノ経過……………九頁

第一 齊藤内閣総理大臣ノ訓示ト堀切内閣
書記官長ノ指示……………九

第二 思想対策案項目ノ作成……………二二

第三 教育宗教ニ関スル具体的方策案……………三三

第四 思想善導方策案……………四二

第五 思想取締方策案……………四九

第六 社会政策ニ関スル具体的方策案……………五九

第七 農村ニ関スル思想対策具体案……………六四

第四節 思想対策具体案ニ対スル関係者ノ施設計画……………七四

第五節 思想対策協議委員ノ廃止……………九三

思想対策協議委員要覧

第一節 思想対策協議委員ノ設置

第六十四回帝國議會ニ於テハ、昭和八年三月二十四日衆議院ニ於テ「政府ハ速ニ確固タル思想対策ヲ樹立シ以テ民心ノ安定ヲ図ルベシ」トスル思想対策ニ関スル決議案ガ可決セラレ、同日貴族院ニ於テ可決セラレタル時局ニ関スル決議案中ニモ「文教ヲ昌ニシテ国民精神ノ作興ニ努ムル」ヲ以テ「邦家ノ急務ナリト認ム」ル等思想対策ハ刻下ノ喫緊事トセラレタリ。政府ニ於テモ此ノ点ニ付テハ夙ニ考ヘ居タル事ナルヲ以テ議會終了後ノ四月十一日内閣ニ思想対策協議委員ヲ設置スルコトニ閣議決定シ、「中正堅実ナル思想対策樹立ノ為ニ関係各庁ノ連絡協調ヲ図リ必要ナル事項ヲ調査審議」セシムルコトトセリ。

〔註 一〕

思想対策ニ関スル決議案 (第六十四議會)
(衆議院) (久原房之助君外四十二名發議昭和八年三月二十四日)

政府ハ速ニ確固タル思想対策ヲ樹立シ以テ民心ノ安定ヲ図ル

ヘシ

(理由)

近時我カ国民ノ一部ニ矯激ナル思想ヲ抱懐シテ民心ヲ惑乱シ或ハ之ヲ実現セムトスル者頻頻トシテ輩出ス今ニシテ根本塞源ノ方途ヲ講セスムハ邦家ノ前途寔ニ深憂ニ堪ヘサルモノアリ政府ハ速ニ中正堅実ナル思想対策ヲ樹立シテ根本的ニ之ヲ芟除シ以テ民心ノ帰嚮ヲ明ニシ其ノ安定ヲ図ルヘシ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

〔註 一〕

時局ニ関スル決議案(第六十四議會 貴族院) (一條實孝公外四十二名發議 昭和八年三月二十四日可決)

貴族院ハ政府ガ外ハ滿洲ニ対スル既定ノ方針ヲ貫徹スルト共ニ新タナル國際情勢ニ適應スル政策ヲ樹立シモツテ東洋平和ヲ確保スルニ遺憾ナキヲ期シ、内ハ庶政ヲ釐革統制シ財政ノ強固ヲ図リ以テ國運ノ伸張ニ資シ文教ヲ昌ニシテ國民精神ノ作興ニ努ムルハ邦家ノ急務ナリト認ム。

第二節 思想対策協議委員ノ組織

思想対策協議委員ハ、内閣書記官長、法制局長官、内務、陸軍、海軍、司法、文部各省次官及關係各庁勅任官ヲ以テ充ツルコトトシ、關係各庁勅任官トシテハ内務省警保局長、社会局長官、陸軍省軍務局長、海軍省軍務局長、司法省刑事局長、文部省専門学務局長、文部省学生部長、逓信省郵務局長ニ夫々内閣ヨリ囑託スル所アリ。又協議委員ノ事務ヲ補助スル為幹事ヲ置クコトトシ、内閣官房総務課長、内務省警保局保安課長、内務省警保局図書課長、社会局庶務課長、陸軍省軍務局軍事課長、

海軍省軍務局第一課長、司法省刑事局勤務、文部省学生部学生課長、同調査課長ノ職ニ在ル關係各庁高等官ガ内閣ヨリ命ジ又ハ囑託セラレタリ。

別ニ委員長又ハ幹事長ヲ設ケザルモ、便宜上委員會ニ於テハ内閣書記官長、幹事會ニ於テハ法制局長官ヲ夫々座長トシテ會ヲ司宰セシメラル。

協議委員設置ノ閣議決定、委員幹事ノ命免及其ノ異動左ノ如シ。

○内閣ニ思想対策協議委員設置ノ件(昭和八年四月十一日閣議決定)

一、中正堅実ナル思想対策樹立ノ為ニ關係各庁ノ連絡協調ヲ図リ必要ナル事項ヲ調査審議スル為内閣総理大臣監督ノ下ニ思想対策協議委員ヲ置ク

一、協議委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツ

一 内閣書記官長

二 法制局長官

三 内務、陸軍、海軍、司法、文部各省次官

四 關係各庁勅任官

前項第四号ノ委員ハ内閣ニ於テ之ヲ囑託ス

一、協議委員ノ事務ヲ補助スル為幹事ヲ置ク

幹事ハ關係各庁高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ジ又ハ囑託ス

○思想対策協議委員幹事ノ命免

内務省警保局長 松本 學

社会局長官 丹羽七郎

陸軍少将 山岡重厚

海軍中将 寺島 健

司法省刑事局長 木村尚達

文部省専門学務局長 赤間信義

文部省学生部長 伊東延吉

逓信省郵務局長 久埜 茂

思想対策協議委員ヲ囑託ス(昭和八年四月十四日)

内閣書記官 横溝光暉

思想対策協議委員ヲ囑託ノ為幹事ヲ命ス(同日)

内務書記官 中里喜一

内務事務官 萱場軍藏

社会局書記官 成田一郎

司法書記官 池田 克

文部書記官 阿原謙藏

文部事務官 岡田恒輔

思想対策協議委員補助ノ為幹事ヲ囑託ス(同日)

陸軍歩兵大佐 山下奉文

海軍大佐 井上成美

思想対策協議委員補助ノ為幹事ヲ囑託ス(昭和八年

四月十五日)

海軍少将 吉田善吾

思想対策協議委員ヲ囑託ス(昭和八年九月十九日)

海軍中将 寺島 健

思想対策協議委員ノ囑託ヲ解ク(同日)

海軍大佐 阿部勝雄

思想対策協議委員補助ノ為幹事ヲ囑託ス(昭和八年

九月二十六日)

海軍大佐 井上成美

思想対策協議委員補助ノ為幹事ヲ囑託ヲ解ク(同日)

(参考)

○思想対策協議委員名簿(昭和八年四月十五日現在)

内閣書記官長 堀切善次郎 魏 永田、二ノ一官舎 (銀57一〇一八)

法制局長官 黒 崎定三 麻、霞、一 (青36六二六四)

内務次官 潮 惠之輔 魏、外桜田、一官舎 (銀57一九五〇)

内務省警保局長 松 本 學 魏、九ノ内、一ノ八官舎 (九23三〇四五)

社会局長官 丹 羽七郎 四、三光、一三 (四谷35六五九〇)

陸軍次官 柳 川平助 魏、五番、一三官舎 (九段33三六八)

陸軍少将 山 岡重厚 淀、柏木、三ノ四三六 (四谷35〇七四二)

海軍次官 藤 田尚徳 赤、靈南坂、一七官舎 (赤48二二九〇)

海軍中将 寺 島 健 赤、青山高樹、二ノ四 (青36七九〇八)

司法次官 皆 川治廣 麻、東、二二 (高44六五〇六)

司法省刑事局長 木 村尚達 魏、中六番、三五 (九段33〇九一五)

文部次官 粟 屋 謙 小、駕籠、一四一 (大80二四二)

文部省専門学務局長 赤 間信義 豊、駒込、五ノ九八一 (小85七二八〇)

文部省学生部長 伊 東延吉 麻、宮村、一〇 (赤48〇五一四)

逓信省郵務局長 久 埜 茂 本郷、駒込富士前、五〇 (小85〇〇二六)

幹事

内閣書記官 横 溝光 暉 麴永田、二ノ一官舎 (銀57一九四〇)
 内務書記官 中 里喜一 麴 大手、一ノ六官舎 (九23一八八六)
 内務省事務官 葦 場 軍 藏 麴 丸ノ内、一ノ八官舎 (九23一八〇六)
 社会局書記官 成 田 一 郎 目 富、土見台、一五六七 (高44一七一)
 陸軍歩兵大佐 山 下 奉 文 目、駒場、七七五 (青36〇三七七)
 海軍大佐 井 上 成 美 澁、西天久保、一ノ四一〇 (四谷85〇四九〇)
 司法書記官 池 田 克 杉、並上井草、一七二八 (荻窪二八三)
 文部書記官 阿 原 謙 藏 大森、入新井、六ノ四三三 (大森三六四四)
 文部事務官 岡 田 恒 輔 本郷、駒込東片、二二八 (小85一〇〇三)

○思想対策協議委員幹事ノ異動

任 命		消 滅 被 免	
年月日	職 官氏名	年月日	職 官氏名
昭和六七八	委員 内閣書記官長 河 田 烈	昭和六七八	委員 内閣書記官長 堀切善次郎
〇九、一〇、一〇	同 吉 田 茂	〇九、〇、〇	同 河 田 烈
〇一〇、五、二	同 白 根 竹 介	〇一〇、五、二	同 吉 田 茂
〇九、七、〇	同 法制局長官 金 森 徳 次 郎	〇九、七、〇	同 法制局長官 黒 崎 定 三
〇九、七、〇	同 内務次官 丹 羽 七 郎	〇九、七、〇	同 内務次官 潮 惠 之 輔
〇一〇、六、二	同 赤 木 朝 治	〇一〇、六、二	同 丹 羽 七 郎
〇九、八、一	同 陸軍次官 橋 本 虎 之 助	〇九、八、一	同 陸軍次官 柳 川 平 助

〇一〇、九、三	同	古 莊 幹 郎	〇一〇、九、三	同	橋 本 虎 之 助
〇九、五、〇	同	海 軍 次 官 長 谷 川 清	〇九、五、〇	同	海 軍 次 官 藤 田 尚 徳
〇八、九、二	同	海 軍 少 将 吉 田 善 吾	〇八、九、二	同	海 軍 中 将 寺 島 健
〇九、七、四	同	司 法 次 官 金 山 季 逸	〇九、七、四	同	司 法 次 官 皆 川 治 廣
〇一〇、五、三	同	長 島 毅	〇一〇、五、三	同	金 山 季 逸
〇九、八、二	同	文 部 次 官 三 邊 長 治	〇九、八、二	同	文 部 次 官 栗 屋 謙
〇一〇、四、二	同	刑 事 局 長 本 村 尚 達	〇一〇、四、二	同	刑 事 局 長 本 村 尚 達
〇一〇、三、二	同	司 法 省 長 官 金 山 季 逸	〇一〇、三、二	同	司 法 省 長 官 金 山 季 逸
〇九、六、一	同	文 部 省 長 官 伊 東 延 吉	〇九、六、一	同	文 部 省 長 官 伊 東 延 吉
〇一〇、一、五	同	内 務 省 長 官 中 里 喜 一	〇一〇、一、五	同	内 務 省 長 官 中 里 喜 一
〇九、七、〇	同	内 務 省 長 官 葦 場 軍 藏	〇九、七、〇	同	内 務 省 長 官 葦 場 軍 藏
〇八、九、三	同	海 軍 大 佐 井 上 成 美	〇八、九、三	同	海 軍 大 佐 井 上 成 美
〇一〇、三、二	同	司 法 書 記 官 池 田 克	〇一〇、三、二	同	司 法 書 記 官 池 田 克
〇一〇、四、二	同	文 部 書 記 官 岡 田 恒 輔	〇一〇、四、二	同	文 部 書 記 官 岡 田 恒 輔

第三節 審議ノ經過

第一、齋藤内閣総理大臣ノ訓示ト堀切内閣書記官長ノ指示
 第一回委員会 (昭和八年四月十五日) ニ於テ劈頭齋藤内閣総
 理大臣ヨリ左ノ如キ訓示ヲ為シ、第二回委員会 (昭和八年四月
 二十八日) ニ於テ堀切内閣書記官長ヨリ協議事項其他ニ関シ希
 望及注意ヲ指示スル所アリ。

思想対策協議委員第一回会合ノ際ニ於ケ
 ル内閣総理大臣訓示 (昭和八年四月十五日)

近時我國民ノ一部ニハ、内外諸般ノ情勢ニ刺戟セラレテ、矯
 激ナル思想ヲ抱懷シ、其ノ実行運動ニ加ル者輩出シ、而モ年々

深刻ニナツテユク実情ヲ見マスコトハ邦家ノ為寔ニ憂慮ニ堪ヘ
ヌ所デアリマス。先般ノ議會ニ於テ、速ニ確固タル思想対策ヲ
樹立シ以テ民心ノ安定ヲ図ルベシトスル決議ガ可決サレマシタ
ノモ故アルコトト存ズルノデアリマス。此点ニ付テハ政府ニ於
テモ夙ニ考ヘテ居ツタ事デアリマスカラ、各省夫々其ノ対策案
ニ付考究ヲ重ネラレツツアツタ事ト信ジマスガ、茲ニ關係各庁
ノ連絡協調ヲ図リ其ノ協力ニ依ツテ各遺漏ナキヲ期スルト共ニ
中正堅実ナル思想対策ノ確立ヲ期スル為、内閣ニ思想対策協議
委員ヲ置クコトニ先日閣議ノ決定ヲ見マシタノデ、諸君ニ委員
又ハ幹事ヲ委嘱シ、格別ノ御努力ヲ願フタ次第デアリマス。

別ニ委員長トカ幹事長トカ云フモノヲ設ケテアリマセンガ、
便宜上委員會ニ於テハ内閣書記官長、幹事会ニ於テハ法制局長
官ヲ夫々座長トシテ会ノ司宰ヲ願フコトニ致シタイト思ヒマ
ス。

各省ニ於テモ既ニ夫々種々ノ案ヲ有セラルルコトト思ヒマス
ガ、此ノ国家ノ重大事ノ前ニハ各省独自ノ立場ニ囚ハレズ、良
ク全般ニ互ツテ適切妥當ナル方策ヲ考究サレタイト思フノデア
リマス。兎角何カ為サントスル場合ニハ、之ヲ機会トシテ部局
ノ新設、官吏ノ増員等ヲ案出シ以テ予算ノ増加ヲ図ルガ如キ弊
ヲ從來屢々見受ケマスガ、カヤウナ点ハ此際充分慎ミタイモノ
ト思ツテ居リマス。何卒各省ノ方々ガ充分連絡協調ヲ密ニシ協
心戮力事ニ当ラル、様御骨折ヲ願ツテオキマス。

堀切内閣書記官長指示

一、思想対策協議委員ノ協議事項

(イ) 思想対策ハ自ラ根本策ト応急策、防止策ト鎮圧策等ニ

分別シ得ベキモ、其ノ事柄ニ依リテハ根本策タルト共
ニ応急策タルモノアリ、応急策タルト共ニ又根本策タ
ルモノアリ、依ツテ本協議委員ノ協議事項ノ範圍ハ單
ニ応急策ニ止マラズ、根本策ニモ触レテ中正堅実ナル
思想対策ノ樹立ヲ期スルモノナリ。只徒ニ抽象的ナル
方策ヲ羅列シ、或ハ殆ド実行不可能トモ云フベキ根本
策ヲ連ネテ以テ理想論ヲ高唱スルガ如キハ固ヨリ之ヲ
避クベシトスルモ、要ハ極力根本策ノ実現ヲ期シツツ
併セテ応急策ノ完備ヲ欲スルモノナリ。故ニ応急策ヲ
講ズルト共ニ、根本策ニ就テモ協議シ之ガ実現ニ努力
スルコトト致度

(ロ) 思想対策協議委員設置ノ目的ノ一ハ各省ガ夫々独自ノ

立場ニ囚ハレズ思想対策ノ施設ニ於テ十分連絡協調ヲ
図ルニ在リ。故ニ協議委員ノ存スル以上、各省ニ於テ
夫々思想対策ノ施設ヲ為サントスル場合ニハ（下級庁
ニ対シ訓令ヲ発スルガ如キ場合ヲモ含ム）、予メ本協
議委員ニ協議セラルル様致度。尤モ事ノ輕微ナルモノ
ニ就テハ幹事会限り処理セラレ然ルベシ。

一、対策試案及参考書類ノ提出

(イ) 各省ニ於テ考究セラレタル対策試案ハ勿論、委員幹事
個人ニ於ケル調査及意見等モ遠慮ナク之ヲ提出シ、一
同ニ十分検討スル事ニ致度。

(ロ) 対策案作成ニ關スル参考書類ハ可及的多ク提出配付セ

ラレン事ヲ望ム。秘密ノ保持ハ各員ニ於テ当二十分努ムベキナリ。

一、対策試案ノ審議

各省及委員幹事ヨリ提出セラルル対策試案ハ之ヲ順次議題トシテ協議ヲ進メ、取捨宜シキニ從ツテ対策案ノ完成ヲ期シタシ。

會議日誌一覽

回	委員 會	幹 事 會	審 議 事 項
第一回	八四二五	八四三	<ul style="list-style-type: none"> 一、午前十一時開會。齋藤首相訓示。堀切局長挨拶。 一、審議ノ方針、定例委員會開會時日等ニ付協議シ、全般ノ二各省ヨリ対策ヲ出シ、定例委員會ハ原則トシテ毎週木曜午後二時開會トス。 一、各省ニテ対策試案ヲ提出シ、參考書類モ可及的多ク提出スルコトニ申合ス。 一、堀切委員ヨリ思想対策協議委員ノ協議事項、対策試案及參考書類ノ提出、対策試案ノ審議ニ付希望及注意ヲ指示ス。 一、松本委員ヨリ思想運動ノ現状、伊東委員ヨリ大学専門學校内ノ思想運動及現在実施中ノ思想対策、池田幹事ヨリ司法省關係ノ思想問題処理方針等説明。 一、陸軍省提出「危険思想対策案」配付。 一、久慈委員ヨリ通信物ノ取締、通信従業員ノ思想取締及警備、海員ノ思想取締ニ付、山岡委員及山下幹事ヨリ陸軍部内ノ思想運動状況、寺島委員ヨリ海軍部内ノ思想運動状況ニ付説明ス。 一、内務省警保局提出「思想問題対策案」配付、松本委員及齋場幹事ヨリ説明ス。 一、陸軍省提出「危険思想対策案」ニ付山下幹事説明ス。 一、文部省提出「思想問題対策案」配付、伊東委員及阿原幹事ヨリ説明ス。
第二回	八四三六	八四三	
第三回	八五八	八五八	
第四回	八五二八	八五二八	

第二回	八五二八	八五二八	<ul style="list-style-type: none"> 自午前九時至正午。 一、通信省提出「印刷物ノ通信取締ニ關スル対策案」配付。 一、各省ヨリ提出セル対策案ノ整理ヲ行フ。
第三回	八五三三	八五三三	<ul style="list-style-type: none"> 自午後四時一十時。 一、各省ヨリ提出セル対策案ヲ整理シ「思想対策案」ノ項目ヲ作成ス。 一、幹事會作成「思想対策案」ニ付審議ス。
第四回	八五三九	八五三九	<ul style="list-style-type: none"> 一、第五回委員會ニ於ケル諸意見ノ整理ヲ為ス。 一、思想警備方針案ハ文部省及社会局ノ幹事、思想取締方針案ハ内務省警保局及司法省ノ幹事ニ於テ作成コトトス。 一、社会改善方針案中教育宗教ニ關スル具体的方策案ニ付先ツ審議スルコトトシ意見ノ交換ヲ為ス。
第五回	八五六一	八五六一	<ul style="list-style-type: none"> 自午後四時半一五時。 一、第六回委員會ニ於ケル諸意見ノ整理ヲ為ス。思想対策案ニ關スル具体的方策諸意見蒐録(一) 一、師範教育改善ニ付テノ参考案ヲ作成ス。
第六回	八五六六	八五六六	<ul style="list-style-type: none"> 自午後二時一五時。 一、教育宗教ニ關スル具体的方策案ノ參考案ヲ作成ス。(幹事會參考案一) 一、幹事會參考案一審議。
第七回	八五六八	八五六八	<ul style="list-style-type: none"> 自午後四時半至五時 一、第七回委員會ニ於ケル諸意見ノ整理ヲ為ス。(思想対策案ニ關スル具体的方策諸意見蒐録(二))
第八回	八五六四	八五六四	<ul style="list-style-type: none"> 自午後二時至四時。 一、教育宗教ニ關スル具体的方策案ノ參考案ヲ作成ス。(幹事會參考案二) 一、幹事會參考案一、二審議。
第九回	八五六五	八五六五	<ul style="list-style-type: none"> 自午後四時半至五時。 一、第八回委員會ニ於ケル諸意見ノ整理ヲ為ス。(思想対策案ニ關スル具体的方策諸意見蒐録(三))
第十回	八五六九	八五六九	<ul style="list-style-type: none"> 自午後二時半至四時。 一、教育宗教ニ關スル具体的方策案ノ參考案ヲ作成ス。(幹事會參考案三)

第十八回	八、二、九	自午後二時半至四時半。
第十九回	八、二、六	自午後二時半至四時半。
第二十回	八、二、三	自午後二時半至四時半。
第二十一回	八、三、七	自午後二時半至四時半。
第二十二回	八、三、四	自午後二時半至午後五時。
第二十三回	八、三、三	自午後二時半至午後三時半。

一、農林省関係官提出「農村ニ於ケル思想対策具体案」トシテ研究ヲ要スベキ事項「私案」審議。
 一、農林省関係官提出「農村ニ於ケル思想対策具体案」トシテ研究ヲ要スベキ事項「私案」審議。
 一、農林省関係官提出「農村ニ於ケル思想対策具体案」トシテ研究ヲ要スベキ事項「私案」審議終了。幹事会ニ於ケル論議ヲ參酌シテ横溝幹事ニ於テ閣議報告案ヲ起草スルコトトス。依テ各省ニ於テ右報告案中ニ挿入ヲ希望スル事項八十一月十八日迄ニ横溝幹事迄申出ルコトシタル処陸軍省山下幹事ヨリ申出アリタルノミ。
 一、横溝幹事試案「農村ニ関スル思想対策具体案」審議。
 一、引統キ「農村ニ関スル思想対策具体案」審議。
 一、「農村ニ関スル思想対策具体案」審議一先ノ終了。

(附)
会議出席表

出席回数	委員会幹事会計	職官(職)	氏名
一一	一一	同	内務省警保局長 松本學
一九	一九	同	内務次官 潮惠之輔
一七	九二六	同	法制局長官 黒崎定三
二一	六二七	委員	内閣書記官長 堀切善次郎

一三	一七	一七	同	社会局長官 丹羽七郎
一七	一八	一七	委員	陸軍次官 柳川平助
一八	一八	一八	同	陸軍少将 山岡重厚
一八	一八	一八	同	海軍次官 藤田尚徳
一三	一三	一三	同	海軍中将 寺島健
一六	一六	一六	同	司法次官 皆川治廣
一九	一九	一九	同	司法省刑事局長 木村尚達
二〇	二〇	二〇	同	文部次官 粟屋謙
一五	一五	一五	同	文部省専門学務局長 赤間信義
二一	二一	二一	同	文部省学生部長 伊東延吉
一九	一九	一九	同	通信省郵務局長 久埜楚茂
二一	二一	二一	幹事	内閣書記官 横溝光暉
一八	二二	四〇	同	内務書記官 中里喜一
一八	三一	三一	同	内務事務官 萱場軍藏
一九	三九	三九	同	社会局書記官 成田一郎
二一	四三	四三	同	陸軍歩兵大佐 山下奉文
一四	二七	二七	同	海軍大佐 井上成美
一八	七	七	同	同
一八	三九	三九	同	司法書記官 阿部勝雄
一九	四〇	四〇	同	文部書記官 阿原謙藏
一六	三四	三四	同	文部事務官 岡田恒輔

(備考) 職員中本表ニ掲ゲザル者ハ出席ナカリシモノナリ。

第二、思想対策案項目ノ作成

思想対策全般ニ互リ各省ニ於テ考究セラレタル対策試案ノ提出ヲ求メラレタル所

内務省警保局案 「思想対策案」

陸軍省案 「危険思想対策案」

文部省案 「思想問題ニ関スル対策案」

通信省案 「印刷物ノ通信取締ニ関スル対策案」

ノ提出アリタルヲ以テ幹事会ニ於テ之ヲ整理シ「思想対策案」項目ヲ作成シ、之ニ依リテ夫々具体的対策案ヲ講ズルコトトセリ。右各省提出案及幹事会作成ノ「思想対策案」項目左ノ如シ。

(中略)

思想問題ニ関スル対策案 (文部省案)

一、応急的対策ト根本的対策ノ必要ナルコト

思想問題ニ関スル対策ハ一面ニ於テ応急的施設ヲ講ズルト共ニ他面ニ於テ根本的ノ方策ヲ講ゼザルベカラズ応急的施設ニ就テハ現在ノ状態ニ鑑ミ指導並ニ取締上適切ナル諸種ノ施設ヲ広く予防的ニ行フト共ニ益々之ガ発展充実ヲ図ルコトヲ要シ根本的施設ニ就テハ教育学問ノ改善、政治ノ是正、経済ノ改善等ヲ行フコト緊要ナリ

二、指導原理確立ノ必要アルコト

現時ノ思想問題ノ指導ニ関シテハ混乱セル思想ヲ收拾シ之

ガ統一ヲ図ル為其ノ中心トナルベキ指導原理ノ確立ヲ急務トシ之ニ依リテ前述ノ如キ各種ノ施設モ真ニ之ヲ有効ナラシムルコトヲ得ベシ而テ斯ノ如キ原理ノ把握ハ現在ニ於テハ一部ノ学者指導者ノ間ニ限ラルルヲ以テ将来彌々其ノ研究ヲ盛ナラシメ大イニ之ヲ闡明スルコト肝要ナリ

三、根本的方策ヲ議定スベキ調査会ヲ設置スルコト

前述ノ如キ指導原理ヲ確認シ且之ヲ基トシテ政治、経済、社会ノ改善等ニ関スル基本の方策ヲ決定スル為ニ公正、有力ニシテ識見アル人々ヲ以テ調査会ヲ組織シ主トシテ左ノ項目ニ付調査決定スルコトヲ要ス

一、思想問題、社会問題惹起ノ真因ノ確認

一、我国家トシテ之ニ処スベキ指導原理ノ確立

一、政治ノ是正、自治ノ振作

一、財政、経済ノ改善

一、社会政策ノ実施

四、共産党ノ外廓団体ニ関スル警察的、司法的処置ノ完全ヲ期スルコト

五、図書、雑誌、新聞等出版物ノ取締方針ヲ一層嚴重ナラシムルコト

六、関係各省(並ニ地方関係当局)間ノ方針上、事務上ノ緊密ナル連絡提携ヲ図ルコト

中央ニハ之ニ関スル常設ノ事務的協議会ヲ設置スルコト

(中略)

思想対策案（項目）（昭和八年五月二十三日）

第一 社会改善方策

一、政治、行政

- (一) 議会制度刷新
- (二) 政界ノ浄化
- (三) 行政機関ノ刷新
- (四) 官紀ノ振肅
- (五) 自治機能ノ強化

二、経済、財政

- (一) 経済機構不合理ノ修正
- (二) 土地制度ノ改革
- (三) 国家経済ノ統制促進
- (四) 税制ノ改革 徴税実務ノ改善

三、教育、宗教

- (一) 教育ノ機会均等
- (二) 教育ノ実際化
- (三) 大学教育ノ改革
- (四) 師範教育ノ改善
- (五) 視学制度ノ改善
- (六) 教育ノ改良
- (七) 德育ノ重視
- (八) 社会教育ノ振興
- (九) 有能者国家の保護

(十) 宗教ノ振興

四、社会

- (一) 失業防止及救済
- (二) 疾病ノ予防及救護
- (三) 其他防貧救貧施設ノ拡充
- (四) 労働政策ノ促進（労資対立尖鋭化ノ緩和）
- (五) 人口問題対策ノ確立

第二 思想善導方策

一、国家の指導原理ノ確立

- (一) 国民精神文化研究所ノ拡充
- (二) 国民精神科学研究者ノ擁護助成

二、国民精神ノ作興

三、不穩思想ノ究明ト其ノ是正

第三 思想取締方策

- 一、治安維持法運用ノ強化及其ノ整備
 - 二、出版物取締ノ強化
 - 三、検閲制度ノ改善
 - 四、思想犯人保護監察制度ノ確立
 - 五、矯激ナル右翼社会運動ノ取締
 - 六、思想犯罪ニ対スル訴訟手続ノ改善
 - 七、其他思想取締法令ノ整備改善
- 第四 其他ノ思想対策
- 一、上層階級ノ自省
 - 二、不合理ナル差別的制度ノ改廃

第三、教育宗教ニ関スル具体的方策案

(社会改善方策案ノ一)

第六回委員会(昭和八年六月一日)ヨリ先ツ社会改善方策案中教育宗教ニ関スル具体的方策案ヲ審議スルコトトシ、幹事会ニ於テ左記参考案ヲ作成シ、成ルニ随フテ順次審議ヲ進メタリ。

幹事会参考案1

昭和八年六月一日 幹事会

昭和八年六月六日 幹事会

第一 社会改善方策

三、教育、宗教

(四) 師範教育ノ改善(初等教育ヲ含ム)

- (1) 小学校教員ノ年齢若キニ過ケルハ適當ナラズ。
- (2) 師範学校ノ程度ヲ高メルコト。
- (3) 小学校教員ノ身分ヲ保障スルコト。
- (4) 小学校教員ノ再教育ヲナスコト(軍隊ニ於ケル再教育ノ例ヲ参考トスベシ)。
- (5) 寄宿制度ヲ改善シ之ヲ徹底セシメ訓練ヲ行フコト。
- (6) 徳育ヲ特ニ尊重スルコト。
- (7) 師範学校入学志願者ノ銓衡ニ付特ニ本人ノ性行、家庭ノ状況其他教育者ニ適スベキ者ヲ採用スル様留意スルコト。
- (8) 教育見習制度ヲ採用スルコト。
- (9) 師範学校長ノ任免ガ文部省直接扱ナルヲ改メ知

事ノ内申ニ依ラシメテハ如何。

- (10) 心理学、教育学ノ欧米直訳のナルヲ改メ日本固有ノモノヲ加味シテハ如何。

(11) 現在師範学校卒業後五ヶ月間入営セシムルニ代ヘ、入学ノ最初、在校中又ハ卒業直後一年間入営セシメテ訓練ヲ施シテハ如何(教員ノ年齢ヲ高メ訓練ヲ完全ニスルニ足ルベシ)。

(五) 視学制度ノ改善

- (1) 視学ヲ増員シ小学校教育ノ指導及監督ヲ徹底セシムルコト。

(六) 教員ノ改良

- (1) 教員ニ対シ授業以外ノ仕事ヲ強制シ負担ヲ重クスルコトヲ避ケルコト。
- (2) 小学校教員ノ俸給ヲ全部国庫負担トスルコト。
- (3) 教員ガ濫ニ内職ヲ行ヒ又ハ寄附ヲ要望シ生徒児童ニ貧富ノ觀念ヲ植エ付クルガ如キ事ヲ避ケシムルコト。

(七) 徳育ノ重視

- (1) 一学級ノ收容人員ヲ減少シ徳育ノ徹底ヲ期スルコト。
- (2) アラユル学科ノ教授ニ当リテ徳育ニ留意スルコト。
- (3) 学生生徒ノダンスホール カフェー等ニ出入ヲ

禁ズルコト。

(七) (二)トシテ「私立学校ニ対スル行政監督ノ強化」ヲ加フルコト。

幹事会参考案2

昭和八年六月十四日 幹事会

三、教育、宗教

(七) (二) 私立学校ニ対スル行政監督ノ強化

(1) 設立認可ニ際シ嚴重調査ヲ遂ゲ慎重ニ扱フコト。

(2) 校長ノ職務管掌ヲ為シ得ル様考慮スルコト。

(3) 公立学校ニ校長名義ヲ以テスル私立学校ノ附設ヲ許サザルコト。

(4) 寄附金募集ヲ嚴重ニ取締ルコト。

(5) 入学許可等ニ関シ土地ノ売付其他之ニ類似ノ行為ヲ嚴重ニ取締ルコト。

(6) 校友会名義ヲ以テスル寄付金募集其他ヲ嚴重ニ取締ルコト。

(7) 思想上注意スベキ教員ヲ採用セシメザルコト。

(8) 在職官吏ガ私立学校ノ校長其他ノ責任者ニ就職スルヲ禁ズルコト。

(八) 社会教育ノ振興

(1) 青年訓練ヲ義務化スルコト。

(2) 映画会社ヲシテ其ノ製作映画ヲ日本精神ニ合致セシムル様努メシムルコト。

(3) 映画館ヲシテ日本精神発揚ニ適當ナル映画ヲ必

ズ上映セシムルコト。

(4) 既存ノ社会教育機関ヲシテ一層活動セシムルコト。

(九) 有能者国家的保護

(1) 育英事業ノ徹底的拡充ヲ図ルコト。

(2) 有徳者ヲシテ私塾ヲ開キ指導誘掖セシメ之ヲ保護助成スルコト。

(十) 宗教ノ振興

(1) 古神道ノ普及作興。

(2) 有徳ナル神職僧侶等ヲシテ思想善導ニ活動セシムルコト。

幹事会参考案3

昭和八年六月十九日 幹事会

第一 社会改善方策

三、教育、宗教

(八) 社会教育ノ振興ニ左ノ一項ヲ加フ

(5) 図書館ノ利用ヲ奨励スルコト

(九) 有能者国家的保護ノ(1)ヲ左ノ如ク改ム

(1) 国家的有用ノ材ニ対シテハ現在ノ地位如何ニ関セズ特ニ保護ヲ加ヘテ助成スルコト(例ハ発

明家ノ保護)

(一) 教育ノ機会均等

(1) 資力乏シクシテ上級ノ教育ヲ受ケ得ラレザル英才ニ対シ教育ヲ与フル施設ヲ為スコト

(イ) 貧困者ニ対スル給費生又ハ貸費生ノ制度ヲ

拡充スルコト

- (ロ) 教育保険ノ如キモノヲ考慮スルコト
- (2) 英才ヲ有シ乍ラ教育ヲ受クル能ハズ早ク社会ニ出デタル者ニ対シ教育ヲ与フル施設ヲ為スコト
- (イ) 補習学校ノ利用ヲ為スコト
- (ロ) 図書館ノ司書ヲシテ研学者ノ指髪ニ任ゼシムルコト
- (ハ) 町村小学校ニ簡易図書館ヲ附設セシメ研学者ノ便ヲ与フルコト

(二) 教育ノ實際化

- (1) 実習ヲ主トスル実業教育ノ振興ヲ図ルコト
- (2) 中学校女学校ニ於ケル教授科目ヲ實際ニ即セシムル様考慮スルコト
- (3) 高等実業専門学校ヲシテ学理ヨリモ寧ロ実務ノ修習ニ重キヲオカシムルコト

カクテ第十二回委員会（昭和八年七月十三日）ニ於テ左ノ閣議報告案ヲ決定セリ。（昭和八年七月十四日閣議ニ報告）

（昭和八年七月十三日委員会決議
昭和八年七月十四日閣議ニ報告）

思想対策ハ大別シテ之ヲ三ト為シ得ベシ。

一ハ国民中動モスレバ不穩思想ニ或ハサレントスル者アルニ鑑ミ日本精神ヲ闡明シ之ヲアラユル社会層ニ普及徹底セシメ以テ国民精神ノ作興ニ努ムル思想善導方策ナリ。

二ハ不穩思想ニ関スル人的物的取締ヲ嚴ニシテ不穩思想ニ対スル防衛及鎮圧ヲ完クスベキ思想取締方策ナリ。

三八政治行政經濟諸方面ニ於ケル不穩思想醸成ニ与テカアルベキ諸原因ニ対応シテ之ニ匡救を加フベキ社会改善方策ナリ。此等ハ孰レモ従来屢々唱道企図セラレタル所ナリモ、現下ノ状勢ニ鑑ミ更ニ有効適切ナル方策ヲ講ズルコト緊要ナリ。依テ委員ノ間屢々協議ヲ重ネ、先ヅ以テ思想指導人心啓発ノ根幹タルベキ教育宗教ニ関シ、思想対策ノ見地ニ於テ速ニ改善ノ実行ヲ為スベキ具体案ニ付別紙要綱ヲ得タリ。取り敢ヘズ報告ス。其ノ他ノ事項ニ関シテハ、案ノ成ルニ随ヒ、順次之ヲ報告スベシ。

教育、宗教ニ関スル具体的方策案

- (一) 高等教育ヲ改善スルコト（大学、高等専門教育ヲ含ム）
 - (1) 人格教育ニ重キヲオキ教育ノ功利化ヲ防グコト。
 - (2) 大学其ノ他ノ学校ノ学校長ニ一層適任者ヲ得ルヤウ其ノ選任方法ヲ考究スルコト。
 - (3) 教員ノ任用ハ学力ノミニ著眼セズシテ人格ヲ重視シ又優秀ナル教員ヲシテ永ク其ノ職ニ留マラシムルヤウ考慮スルコト。
 - (4) 高等学校ノ収容人員ヲ減少スルヤウ考慮スルコト。
- (二) 師範教育及初等教育ヲ改善スルコト
 - (1) 師範学校ニ於テ生徒ノ識見、徳操ヲ高ムルノ方法ヲ講ズルコト。
 - (2) 師範学校ノ寄宿制度ヲ改善シ訓育ヲ徹底セシムルコト。
 - (3) 師範学校入学志望者ノ銓衡ニ付特ニ本人ノ性行、家庭

ノ状況等ヲ調査シ、教育者ニ適スベキ者ヲ採用スルヤウ留意スルコト。

- (4) 師範学校卒業者ハ卒業直後入営セシメ其ノ在営期間ヲ約一年ニ延長シ訓練ヲ充分ナラシムルガ如キ方法ヲ考慮スルコト。

- (5) 小学校教員ノ身分ヲ保障スルコト。

(イ) 小学校教員ノ俸給地方費支弁ヨリ生ズル身分ノ不安定ヲ除去シ其ノ他身分保障ノ方法ニ付考慮スルコト。

(ロ) 小学校教員ノ養成、補充ノ計画ヲ組織的ニ確立スルコト。

- (6) 小学校教員ニ対スル授業以外ノ仕事ニ付テハ負担過重ヲ避ケテナルベク全力ヲ児童ノ訓育ニ尽サシムルト。

- (7) 教員見習制度ノ採用ニ付研究スルコト。

(三) 德育ヲ重視スルコト

- (1) 修身ノ教授ヲ改善シ且各学科目ノ教授ニ当リテ一層德育ニ留意スルコト。

- (2) 国史教育ヲ重視シ単ナル史実ノ教授ニ止マラズ、日本精神闡明ノ為ニ一層努力セシムルコト。

- (3) 教員ノ徳操ヲ重視スルコト。

- (4) 教員ニシテ不穩思想ヲ抱懷スル者ハ徹底的ニ排除スルコト。

- (5) 一学級ノ収容人員ヲ減少シ德育ノ徹底ヲ期スルコト。

- (6) 各学科目ニ於ケル欧米直訳的教育ノ弊ヲ改ムルコト。

- (7) 語学偏重ノ弊ヲ改ムルコト。

- (8) 教科書ノ内容ガ拔萃ニ墮シ一貫セル精神ヲ欠クノ弊ヲ改ムルコト。

- (9) 校外ニ於テモ学生生徒ノ徳性ノ涵養ニ留意スルコト。

- (10) 学生生徒相互間ニ於ケル自発的訓練ヲ為サシムルヤウ奨励スルコト。

(四) 私立学校ニ対スル行政監督ヲ強化スルコト

- (1) 設立認可ニ際シ充分調査ヲ遂ゲ且設立後ニ於ケル監督ヲ一層嚴重ニスルコト。

- (2) 校長ノ職務管掌ヲ為シ得ルヤウ考慮スルコト。

- (3) 寄附金募集其ノ他之ニ類似ノ行為ヲ嚴重ニ取締ルコト。

- (4) 思想上注意スベキ教員ヲ採用セシメザルコト。

(五) 視学制度ヲ改善スルコト

- (1) 視学機関ヲ拡充シ学校教育ノ指導及監督ヲ徹底セシムルコト。

- (2) 視学ノ地位ヲ向上セシムルコト。

(六) 社会教育ヲ振興スルコト

- (1) 青年訓練、実業補習教育ヲ義務化シ、重点ヲ日本精神ノ訓練、身体ノ鍛錬ニオクコト。

- (2) 日本精神発揚ニ適當ナル映画ノ製作及上映ヲ奨励スルコト。

- (3) 社会教育機関ヲ適當ニ指導シ一層活動セシムルコト。

(七) 教育ヲ實際化スルコト

- (1) 實業教育ニ於テ理論ニ偏スル從來ノ弊ヲ矯正シ精神的鍛鍊ヲ主眼トスル實習ニ力ヲ注グコト。
- (2) 初等教育及中等教育ニ於ケル教授科目ノ内容及教授方法ヲ改正シ、直接實際社会ニ適應セシムルモノトスルコト。

(八) 資力乏シク素質ノ優秀ナル子弟ニ對シ教育ヲ受クルノ機會ヲ得シムルコト

- (1) 給費生又ハ貸費生ノ制度ヲ拡充スルコト。
- (2) 夜間其ノ他補習的教育施設ヲ整備シ其ノ利用ヲ奨励スルコト。
- (3) 博物館、図書館ニ於テ學習ノ指導ニ任ゼシムルコト。
- (4) 町村小学校ニ簡易図書館ヲ附設セシメ學習ノ便ヲ与フルコト。

(九) 国家有用ノ材ニ對シテハ其ノ經歷、地位如何ニ関セズ特ニ保護ヲ加ヘテ助成スルコト。

(十) 宗教ヲ振作シ宗教家ノ覺醒ヲ促シ且其ノ活動ヲ積極的ナラシムルコト。

第四、思想善導方策案

第十三回委員会(昭和八年七月二十日)ヨリ思想善導方策案

ノ審議ニ入ル。之ヨリ先第十回委員会(昭和八年六月二十九

日)ニ於テ文部省ヨリ左記「思想善導方策案」ノ要項ヲ配付シタルガ更ニ文部省ヨリ別記ノ如キ「思想善導方策案」ノ試案ノ

提出アリ。

思想善導方策案要項(昭和八年六月二十九日配付)

一、国家的指導原理ノ闡明並普及徹底

1. 国民精神文化研究所ノ拡充

イ、研究所並事業部ノ擴張

ロ、研究発表事業ノ完備

ハ、地方精神文化指導施設ノ設置並助成

2. 国民精神文化研究者及団体ノ擁護助成

イ、研究者ノ養成

ロ、研究指導団体ノ奨励助成

二、思想上ノ指導監督ノ整備

1. 指導監督施設並機關ノ完備

イ、指導施設ノ完備

ロ、指導監督機關ノ完備

2. 地方思想問題研究指導団体ノ助成

3. 思想指導ニ関スル良書ノ奨励並普及

4. 思想矯正上必要ナル処置ノ勵行

三、思想矯正施設ノ擴張並助成

1. 思想矯正機關ノ拡充

2. 思想矯正団体ノ擁護助成

四、一般精神教育ノ作興

社会教育ノ諸機關、諸施設ノ作興特ニ其ノ精神教育方

面ノ充実

(別記)

思想善導方策案(昭和八年七月二十日)

(一)、国家的指導原理ヲ闡明シ之ヲ普及徹底セシムルコト

(1)、国民精神文化研究所ヲ拡充スルコト

イ、研究部ヲ拡張スル外事業部ニ属スル教員研究科及研究生指導科ノ拡充ヲ図リ広ク中等学校ノ教員、高等諸学校教員、地方学校行政関係者及社会教育関係者ヲシテ研究ヲナサシムルト共ニ研究生ノ員数ヲ増加シ又小学校教員等ヲモ指導スルノ施設ヲ設ケ以テ思想ノ指導上一層有効ナル効果ヲ収ムルコト

ロ、国民精神文化研究所ニ於ケル研究発表ノ施設ヲ完備スルコト

(2)、各府県ニ国民精神文化研究所ト同様ノ精神ヲ以テ国民精神文化講習所ヲ設置シ之ヲ助成シテ小学校教員、実業補習学校教員、青少年団指導者等ニ対シテ日本精神ヲ中心トシテ思想問題ニ関スル教養ヲ与ヘ以テ思想上ノ啓発訓練ニ資シ併セテ其ノ指導監督ノ徹底ヲ期スルコト

(3)、国民精神文化研究者及研究指導団体ノ擁護助成ヲ図ルコト

イ、人物並ニ学問ノ傾向ニ於テ優秀ニシテ前途アル篤学ノ士ニシテ国民精神文化研究所若クハ大学院ニ於テ精神文化ノ研究ヲナサントスルモノニ対シ奨励金ヲ交付シテ之ヲ保護シ大成セシムルコト

ロ、思想善導ノ見地ヨリ国民精神文化ニ関スル研究ヲ

ナシ又之ニ関スル指導ヲ行フ団体ヲ助成スルコト
(二)、思想上ノ指導監督ヲ十分ナラシムルコト

(1)、指導監督施設並ニ機関ヲ完備スルコト

イ、直轄学校、公私立大学、高等専門学校、中等諸学校ニ於ケル特別講義等ノ思想上ノ指導施設ヲ完備スルコト

ロ、地方教育行政関係者及思想上指導ノ任ニ在ル者ニ対スル講習施設ヲ拡充スルコト

ハ、督学機関、視学機関、学生生徒主事等中央、地方庁、直轄学校、師範学校、中学校ニ於ケル指導監督機関ヲ充実スルコト

(2)、思想問題上特ニ地方ニ於ケル思想ノ状況ニ関シ研究ヲ行ヒ又適宜思想問題ニ関スル指導ヲナサシムル為各府県ニ知事ヲ中心トシテ地方行政関係者、学者、有識者等ヲシテ思想問題ノ調査、連絡ノ機関ヲ構成セシメ之ヲ助成スルコト

(3)、日本精神ヲ発揚シ思想問題ヲ指導スルニ適當ナル良書ノ刊行ヲ奨励助成スルト共ニ同様ノ意味ニ於テ思想指導ニ適當ナル良書、パンフレット等ヲ大量的ニ編纂シ之ヲ普及セシムル方法ヲ講ズルコト

(4)、不穩思想矯正上必要ナル処置ニ関シテハ平素之ニ関スル調査ヲ十分ナラシメ教育施設ノ諸方面ニ互リ之カ力行ヲ期スルコト

(三)、思想矯正施設ノ拡張並ニ助成ヲ図ルコト

(1)、思想受刑者ニ対スル教化施設ヲ拡充スルコト

(2)、受刑者ヲ除ク処分者ノ思想保護教化ノ為ニ施設セラルル団体ヲ擁護助成スルコト

(四)、広ク国民精神ノ作興ヲ図ルコト

イ、非常時国民運動ヲ拡充シ並ニ青少年団体、婦人団体及教化団体等ノ此ノ種ノ活動ヲ奨励スルコト

ロ、労務者教育及ビ成人教育ノ施設ノ振作ヲ図ルコト

ハ、我国古典文献並ニ一般思想指導ニ関スル資料ノ編纂配布ヲ増大スルコト

ニ、中堅青年思想指導施設ヲ充分ナラシムルコト

審議ノ結果第十五回委員会（昭和八年八月十日）左記「思想善導方策具体案」ノ閣議報告ヲ決定セリ。（昭和八年八月十五日閣議ニ報告）

思想対策協議委員ハ思想善導方策ノ具体案ニ付協議シタル結果本日別紙要綱ヲ議決シタリ
右及報告候
昭和八年八月十日

思想対策協議委員

内閣書記官長 堀切善次郎

思想善導方策具体案

（昭和八年八月十日委員会決議
昭和八年八月十五日閣議ニ報告）

思想対策ノ一トシテノ思想善導方策ハ、積極的ニ日本精神ヲ闡明シ之ヲ普及徹底セシメ国民精神ノ作興ニ努ムルコトヲ以テ其ノ根幹ト為スモ、一面ニ於テ不穩思想ヲ究明シテ其ノ是正ヲ図ルコト亦緊要ナリト思料セラル。其ノ具体案凡ソ左ノ如シ。

(一) 国家的指導原理タル日本精神ヲ闡明シ之ヲ普及徹底セシムルコト

(1) 敬神崇祖ノ美風ヲ益々振興シ関係諸方面ノ奮起ヲ促シ且其ノ活動ヲ積極的ナラシムルコト

(2) 国民精神文化研究所ヲ拡充シ其ノ機能ヲ充分發揮セシムルコト

(イ) 研究所ノ研究及其ノ結果発表ノ施設ヲ完備スルコト

(ロ) 事業部ニ属スル教員研究科ヲシテ広ク小学校・中等学校・高等諸学校ノ教員、学校行政及社会

教育関係者ノ研究ノ指導ヲ為サシムルコト
(ハ) 事業部ニ属スル研究生指導科ヲ拡充シテ研究生ノ員数ヲ増加シ思想上ノ指導ヲ図ルコト

(3) 地方ニ国民精神文化研究所ノ支所トモ云フベキモノヲ設置シ之ヲ助成シテ小学校・実業補習学校ノ教員、青少年団指導者ニ対シ日本精神ヲ中心トスル思想上ノ教養ヲ与ヘ以テ其ノ指導監督ノ徹底ヲ期セシムルコト

(4) 日本精神ノ研究者及研究指導団体ノ擁護助成ヲ図ルコト

(5) 日本精神ノ闡明及一般思想指導ニ関スル書籍資料ノ編纂刊行ヲ為シ又ハ之ヲ奨励助成シ、其ノ普及ヲ図ルコト

(6) 日本精神ノ闡明普及徹底ノ為ニ在郷軍人団、消防

組、青少年団体、婦人団体、教化団体等ノ活動ヲ奨励助長スルコト

克服スルコト

(7) 勞務者教育及成人教育等ニ於テ日本精神ヲ闡明普及徹底セシムルコト

(8) アラユル機会ヲ利用シ社会ノ各方面ニ於テ日本精神

ノ闡明普及徹底ノ為ノ恒久ノ運動ヲ起スコト

(9) 言論界、興行界等ノ関係者ト協議シ、日本精神ノ闡

明普及徹底ニ協力援助ヲ求ムルコト

(10) 学校其ノ他ニ於ケル思想上ノ指導監督施設ヲ完備スルコト

(11) 各府県ニ知事ヲ中心トスル思想問題ニ関スル調査、

指導、連絡ノ機関ヲ構成セシメ之ヲ助成スルコト

(12) 思想上ノ理由ニ依ル被処分者ノ教化指導ニ努ムルト

(二) 不穩思想ヲ究明シテ其ノ是正ヲ図ルコト

(1) 不穩思想ヲ究明スルコト

(イ) 現代思想ヲ分析研究スルコト

(ロ) 不穩思想ノ本質ヲ明ニシ、其ノ發生及傳播ノ原因ヲ討ネ、不穩思想ニ基ク運動ノ狀況及其ノ国

家社会ニ及ボス影響ヲ調査スルコト

(2) 不穩思想ノ是正ヲ図ルコト

(イ) 国家的指導原理タル日本精神ノ立場ヨリ不穩思想ヲ批判克服スルコト

(ロ) 不穩思想ノ理論的實際的誤謬欠陥ヲ指摘シ之ヲ

(中略)

第四節 思想対策具体案ニ対スル関係者ノ施設計画

閣議ニ報告セラレタル思想対策具体案ニ対シテハ、関係者ニ於テ出来得ル限り実現ヲ期スルコトトシ、施設計画スル所アリ。第六十五議會（昭和八年十二月二十六日開會）ニ於テ質疑アルベキヲ虞リ、関係省ヨリ施設計画実行狀況ノ調書ヲ提出セシメタリ。即チ左ノ如シ。

○教育、宗教ニ関スル具体的方策ト之ガ施設計画（文部省）

(案) (一) 高等教育ヲ改善スルコト（大学、高等、専門教育ヲ

含ム）

(1) 人格教育ニ重キヲオキ教育ノ功利化ヲ防グコト

(2) 大学其ノ他ノ学校ノ学校長ニ一層適任者ヲ得ル

ヤウ其ノ選任方法ヲ考究スルコト

(3) 教員ノ任用ハ学力ノミニ著眼セズシテ人格ヲ重

視シ又優秀ナル教員ヲシテ永ク其ノ職ニ留マラシムルヤウ考慮スルコト

(計画)

以上ノ点ニ関シテハ現ニ銳意力ヲ致シツツアルモ本省ニ於テ現ニ行ヒツツアル教育制度調査ノ結果ニ俟チ益益右趣旨ノ実現ヲ図ラントス

(案)

(4) 高等学校ノ收容人員ヲ減少スルヤウ考慮スルコト

(計画)

高等学校ニ於ケル教育ノ徹底ヲ期センガ為メ高等学校生徒ノ収容人員ノ減少ヲ企図シ来年度予算ニ於テハ八万七千円ヲ計上シ人員減少ニ伴フ学校経費ノ減収ニ対シ補給ヲナサントス

(案)

(二)

師範教育及初等教育ヲ改善スルコト

(1) 師範学校ニ於テ生徒ノ識見、徳操ヲ高ムルノ方法ヲ講ズルコト

(2) 師範学校ノ寄宿制度ヲ改善シ訓育ヲ徹底セシムルコト

(3) 師範学校入学志望者ノ銓衡ニ付特ニ本人ノ性行、家庭ノ状況等ヲ調査シ教育者ニ適スベキ者ヲ採用スルヤウ留意スルコト

(計画)

以上ノ点ニ関シテハ現ニ同様ノ趣旨ヲ以テ出来得ル限り之ガ実現ヲ図リツツアルモ尚目下調査シツツアル師範教育制度ノ改善及一般教育制度調査ノ結果ニ俟チ其ノ趣旨ノ徹底ヲ期セントス

(案)

(4) 師範学校卒業者ハ卒業直後入営セシメ其ノ在営期間ヲ約一年ニ延長シ訓練ヲ充分ナラシムルガ如キ方法ヲ考慮スルコト

(計画)

現ニ行ヒツツアル師範教育制度ノ改善ニ関聯シテ之ヲ調査セントス

(案)

(5) 小学校教員ノ身分ヲ保障スルコト
(イ) 小学校教員ノ俸給地方費支弁ヨリ生スル身分ノ不安定ヲ除去シ其ノ他身分保障ノ方法

ニ付考慮スルコト

(ロ) 小学校教員ノ養成、補充ノ計画ヲ組織的ニ確立スルコト

(6) 小学校教員ニ対スル授業以外ノ仕事ニ付テハ負担過重ヲ避ケテナルベク全力ヲ児童ノ訓育ニ尽サシムルコト

(計画)

(7) 教員見習制度ノ採用ニ付研究スルコト

以上ノ点ニ関シテハ現ニ努力シツツアルモ尚前述教育制度調査ニ於テ其ノ調査ヲ進メ適當ニ其ノ実現ヲ期セントス

(案)

(三)

德育ヲ重視スルコト

(1) 修身ノ教授ヲ改善シ且各学科目ノ教授ニ当リテ一層德育ニ留意スルコト

(2) 国史教育ヲ重視シ単ナル史実ノ教授ニ止マラズ日本精神闡明ノ為ニ一層努力セシムルコト

(計画)

(3) 教員ノ徳操ヲ重視スルコト

(案)

以上ノ点ニ関シテハ意ヲ用ヒツツアルモ更ニ教育制度ノ調査ト相俟チ右ノ趣旨ノ徹底ヲ期セントス

(計画)

除スルコト

(案)

常ニ要注意教員ニ対シテ調査ヲ進ムルト共ニ不穩思想抱懷者ニ対シテハ夫々必要ナル処分ヲ行ヒツツアリ

(案)

(5) 一学級ノ収容人員ヲ減少シ德育ノ徹底ヲ期スル

コト

(計画) 高等学校ニ於テハ来年度ヨリ之ガ実現ヲ見ル予定ナ

リ

(案) (6) 各学科目ニ於ケル欧米直訳的教育ノ弊ヲ改ムル

コト

(7) 語学偏重ノ弊ヲ改ムルコト

(8) 教科書ノ内容ガ拔萃ニ墮シ一貫セル精神ヲ欠ク

ノ弊ヲ改ムルコト

(計画)

以上ニ関シテハ平素学校教育ニ於テ此ノ点ニ留意セシムルト共ニ更ニ教育制度調査ノ結果ヲ俟チ之ガ徹底ヲ期セントス

(案)

(9) 校外ニ於テモ学生生徒ノ徳性ノ涵養ニ留意スルコト

(10) 学生生徒相互間ニ於ケル自発的訓練ヲ為サシムルヤウ奨励スルコト

(計画)

以上ニ関シテハ現在地方ニ依リテ教護聯盟等ノ組織アリテ之ガ実現ヲ企図シツツアルモ将来一層力ヲ致ス考ナリ尚中正穩健ナル研究、修養団体奨励ニ付テハ夙ニ之ヲ奨励シツツアリ

(案) (四)

私立学校ニ対スル行政監督ヲ強化スルコト

(1) 設立認可ニ際シ充分調査ヲ遂ゲ且設立後ニ於ケル監督ヲ一層嚴重ニスルコト

(計画)

現在調査並監督ニ対シ充分努力シツツアルモ将来一層遺憾ナキヲ期スル考ナリ

(案) (2) 校長ノ職務管掌ヲ為シ得ルヤウ考慮スルコト

(計画) 目下考慮中ナリ

(案) (3) 寄附金募集其ノ他之ニ類似ノ行為ヲ嚴重ニ取締ルコト

(計画) 一層嚴重ニ取締ル為ニ具体案ヲ考究中ナリ

(案) (4) 思想上注意スベキ教員ヲ採用セシメザルコト

(計画) 教員ノ採用ニ付テハ時節柄充分注意ヲ促シツツアル

モ将来一層徹底セシムル考ナリ

(案) (五)

視学制度ヲ改善スルコト

(1) 視学機関ヲ拡充シ学校教育ノ指導監督ヲ徹底セシムルコト

(計画)

来年度ニ於テ予算三万七千余円ヲ計上シ本省視学委員ヲ増加シ思想問題並ニ各科教育ノ内容ニ関シ学校教育ノ指導監督ノ徹底ヲ期セントス

(案)

(2) 視学ノ地位ヲ向上セシムルコト

(計画)

目下考慮中ナリ

(案) (六) 社会教育ヲ振興スルコト

(1) 青年訓練、実業補習教育ヲ義務化シ重点ヲ日本精神ノ訓練、身体ノ鍛錬ニオクコト

(計画)

必要ナル事項ナルヲ以テ教育改善ノ一要項トシテ目下研究調査中ナリ

(案)

(2) 日本精神発揚ニ適當ナル映画ノ製作及上映ヲ奨励スルコト

(計画)

従来教育映画ノ製作並ニ一般映画ノ推薦ニ関シ特ニ

此ノ点ニ留意シツツアルガ更ニ映画国策ノ樹立ニ依リ一層此ノ趣旨ヲ徹底セシムル方針ナリ

(案) (3) 社会教育機関ヲ適當ニ指導シ一層活動セシムル

コト

(計画)

一層活動セシムベク努力シツツアリ特ニ青年教育ニ関シテハ来年度予算五十万円ヲ計上シテ大ニ之ガ改善振作ヲ図ラントス

(案) (七) 教育ヲ實際化スルコト

(1) 実業教育ニ於テ理論ニ偏スル從來ノ弊ヲ矯正シ精神的鍛鍊ヲ主眼トスル実習ニ力ヲ注グコト

(2) 初等教育及中等教育ニ於ケル教授科目ノ内容及教授方法ヲ改正シ直接實際社会ニ適応セシムルモノトス

(計画)

現ニ教育ノ實際化ニ付テハ各学校ニ於テ実施セシメ実業教育、普通教育共二十分留意シツツアリ尚今後教育制度調査ノ結果ニ俟チ一層右ノ趣旨ノ徹底ヲ期セントス

(案) (八) 資力乏シク素質ノ優秀ナル子弟ニ対シ教育ヲ受クルノ機会ヲ得シムルコト

(1) 給費生又ハ貸費生ノ制度ヲ拡充スルコト

(計画)

多額ノ経費ヲ要スルヲ以テ目下調査中ナリ

(案) (2) 夜間其ノ他補習的教育施設ヲ整備シ其ノ利用ヲ

奨励スルコト

(計画)

夜間中学、夜間商業学校其ノ他夜間専門学校ノ施設

漸次発達シツツアルモ尚将来一層之ヲ整備シ其ノ利用ヲ奨励スル考ナリ

(案) (3) 博物館、図書館ニ於テ学習ノ指導ニ任ゼシムル

コト

(計画)

目下調査中ナリ

(案) (4) 町村小学校ニ簡易図書館ヲ附設セシメ学習ノ便

ヲ与フルコト

(計画)

将来一層之ヲ奨励スル考ナリ

(案) (九) 国家有用ノ材ニ対シテハ其ノ経歴、地位如何ニ関セ

ズ特ニ保護ヲ加ヘテ助成スルコト

(計画)

相当経費ヲ要スルヲ以テ目下考慮中ナリ

(案) (十) 宗教ヲ振作シ宗教家ノ覚醒ヲ促シ且其ノ活動ヲ積極

的ナラシムルコト

(計画)

現ニ努力シツツアルモ将来一層力ヲ致シ趣旨ノ徹底ヲ期セントス

○思想善導方策具体案ト之ガ施設計画

(案) (一) 国家的指導原理タル日本精神ヲ闡明シ之ヲ普及徹底

セシムルコト

(1) 敬神崇祖ノ美風ヲ益々振興シ関係諸方面ノ奮起ヲ促シ且其ノ活動ヲ積極的ナラシムルコト

(計画)

学校教育、社会教育共今後一層此ノ趣旨ノ徹底ヲ期スル考ナリ

(2) 国民精神文化研究所ヲ拡充シ其ノ機能ヲ充分發

揮セシムルコト

(イ) 研究部ノ研究及其ノ結果発表ノ施設ヲ完備スルコト

(ロ) 事業部ニ属スル教員研究科ヲシテ広ク小学校、中等学校、高等諸学校ノ教員、学校行政及社会教育関係者ノ研究ノ指導ヲ為サシムルコト

(ハ) 事業部ニ属スル研究生指導科ヲ拡充シテ研究生ノ員数ヲ増加シ思想上ノ指導ヲ図ルコト

(計画)

九年度予算二三五千余円ヲ計上シ国民精神文化研究所ノ拡充ヲ図リ研究部及事業部ヲシテ一層其ノ機能ヲ發揮セシムル様努メツツアリ特ニ教員研究科ニ於テハ新ニ師範学校以外ノ中等学校教員ニ対スル研究ノ指導ヲナスベク計画中心アリ

(案)

(3) 地方ニ国民精神文化研究所ノ支所トモ云フベキモノヲ設置シ之ヲ助成シテ小学校、実業補習学校ノ教員、青少年団体指導者等ニ対シ日本精神ヲ中心トスル思想上ノ教養ヲ与ヘ以テ其ノ指導監督ノ徹底ヲ期セシムルコト

(計画)

九年度予算二四万七千円ヲ計上シ地方精神文化講習所ヲ設置セシメ之ニ対シ補助金ヲ交付セントス而テ同講習所ハ国民精神文化研究所設置ノ趣旨ニ基キ小学校、実業補習学校ノ教員、青少年団指導者等ニ対シ日本精神ニ関スル一層深キ教養ヲ与フルト共ニ思

(案)

想問題ニ関スル指導ヲ行ハシメントスルモノナリ
(4) 日本精神ノ研究者及研究指導団体ノ擁護助成ヲ図ルコト

(計画)

国民精神文化研究所ノ趣旨精神ニ則リ広ク日本精神ノ闡明及普及ノ事業ヲ行フヲ目的トスル団体(私設)ヲ設置シ図書、雑誌其他ノ発刊研究者及研究指導団体ノ擁護助成等ヲ企図スベク目下計画中心ナリ

(案)

(5) 日本精神ノ闡明及一般思想指導ニ関スル書籍資料ノ編纂刊行ヲ為シ又ハ之ヲ奨励助成シ其ノ普及ヲ図ルコト

(計画)

本省ニ於テ日本精神作興ノ為有益ナル我国ノ古典文献其他ノ資料ヲ適當ニ拔萃編纂シテ之ヲ刊行シ又一般思想指導ノ為効果アル図書、パンフレット等ヲ成ルヘク多数ニ刊行スル様企図シツツアリ

(案)

(6) 日本精神ノ闡明普及徹底ノ為ニ在郷軍人団、消防組、青少年団体、婦人団体、教化団体等ノ活動ヲ奨励助長スルコト

(計画)

現ニ実施シツツアル非常時国民運動等ヲ一層徹底セシムヘク努ムル考ナリ

(案)

(7) 労務者教育及成人教育等ニ於テ日本精神ヲ闡明普及徹底セシムルコト

(計画)

現ニ其ノ普及徹底ニ努メツツアルモ将来一層此方面ニ尽力セントス

(案)

(8) アラユル機会ヲ利用シ社会ノ各方面ニ於テ日本

精神ノ闡明普及徹底ノ為ノ恒久的運動ヲ起スコト

- (計画) 此ノ点ニ関シテハ現ニ十分注意シツツアルモ尚将来一層此方面ニ尽力セントス

(案) (9) 言論界、興行界等ノ関係者ト協議シ日本精神ノ

闡明普及徹底ニ協力援助ヲ求ムルコト

(計画) 十分留意シテ適當ノ方策ヲ考慮スル考ナリ

(案) (10) 学校其他ニ於ケル思想上ノ指導監督施設ヲ完備

スルコト

(計画) 九年度予算二三万七千余円ヲ計上シ視学委員ヲ増員

シ此ノ方面ノ指導監督ノ徹底ヲ期スルト共ニ本省ニ

於テ思想問題ヲ管掌スル学生部ノ拡充ヲ図リ一局ヲ

設置セントス

(案) (11) 各府県ニ知事ヲ中心トスル思想問題ニ関スル調

査、指導連絡ノ機関ヲ構成セシメ之ヲ助成スル

コト

(計画) 八年十月地方思想問題研究会設置ニ関シ文部次官ヨ

リ各地方長官宛通牒ヲ發シタリ現在右通牒ニ基キ各

府県ニ於テ研究会ヲ設置シツツアリ

(案) (12) 思想上ノ理由ニ依ル被処分者ノ教化指導ニ努ム

ルコト

(計画) 現在国民精神文化研究所研究生指導科ニ於テ実施シ

ツツアルモ更ニ来年度ニ於テハ適宜其ノ收容人員ノ

増加ヲ図ル考ナリ尚各学校ニ於テモ此ノ方面ニツキ

十分努力セシムルヤウ留意シツツアリ

(案) (二) 不穩思想ヲ究明シテ其ノ是正ヲ図ルコト

(1) 不穩思想ヲ究明スルコト

(イ) 現代思想ヲ分析研究スルコト

(ロ) 不穩思想ノ本質ヲ明ニシ其ノ發生及伝播ノ

原因ヲ討ネ、不穩思想ニ基ク運動ノ狀況及

其ノ国家社会ニ及ボス影響ヲ調査スルコト

(2) 不穩思想ノ是正ヲ図ルコト

(イ) 国家的指導原理タル日本精神ノ立場ヨリ不

穩思想ヲ批判克服スルコト

(ロ) 不穩思想ノ理論的實際的誤謬欠陥ヲ指摘シ

之ヲ克服スルコト

(計画)

現在国民精神文化研究所ニ於テハ日本精神ノ原理ノ

闡明發揚ヲ図ルト共ニ一面不穩思想ノ究明並之ガ是

正ヲ図リツツアルガ尙将来一層之ヲ努メントス。

(中略)

第五節 思想対策協議委員ノ廢止

思想対策協議委員ハ既述ノ如ク設置(昭和八年四月十一日)以

来委員会ヲ開催スルコト二十一回、幹事会ヲ開催スルコト二十

三回ニ及ビ此ノ間終始關係各省ト連絡協調ヲ執リ思想対策ノ各

方面ニ互リ其ノ対策案ノ協議研究ヲ逐ゲ教育宗教ニ関スル具体

的方策案、思想善導方策具体案、思想取締方策具体案、社会政

策ニ関スル具体的方策案等大体必要ナル諸事項ノ調査審議ヲ遂
ゲ夫々其ノ報告ヲ了シ、且ツ内閣審議會及内閣調査局設置ノ趣
旨ニ鑑ミテ昭和十年十一月四日閣議ノ決定ヲ以テ之ヲ廃止シタ
リ。

(注記 1)

〔秘〕

(注記 2)

〔440〕

〔思想対策協議委員要覧〕 2A, 36, ㊟754〕